丹波篠山市図書館条例施行規則(現行)	同左２月 10 日改正
第３条　図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1)　月曜日。ただし、当休館日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に重なるときは、その翌日以降の最初の当該休日でない日 (2)　12 月 29 日から翌年１月３日まで (3)　図書館資料(以下「資料」という。)整理日として、毎月月末。ただし、当休館日が土曜日、日曜日に当たるときは翌月の第１火曜日、前３号に規定する休館日に重なるときは、その翌日 (4)　資料特別整理期間として、毎年春期１回２週間以内において、教育長が定める期間 2　教育長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。	第３条第１項第１号ただし書中「規定する休日」の次に「(以下「祝日法による休日」と いう。)」を加え、「当該休日」を「当該祝日法による休日」に改める。
第 17 条　丹波篠山市立丹波篠山市民センター図書コーナー(以下「市民センター図書コーナー」という。)の管理については、図書館の館長が行う。 2　略 3　市民センター図書コーナーの開館時間は、午前 10 時から午後６時までとする。ただし、日曜日の開館時間は、午前 10 時から午後５時までとする。 4　市民センター図書コーナーの休館日は、次のとおりとする。 (1)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 (2)　月曜日。ただし、当休館日が前号に規定する休日に重なるときは、当休館日及びその翌日以降の最初の当該休日でない日 (3)　第３条第１項第２号から同項第４号に規定する期間及び日 5　館長が特に必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更することができる。	第１７条第３項ただし書中「日曜日」の次に「及び祝日法による休日」を加え、同条第４　項中「次のとおり」を「第３条第１項各号に規定する日及び期間」に改め、同項各号を削る。